

公益財団法人静岡県スポーツ協会
体育章・奨励賞・スーパーキッズ大賞推薦基準

I 「体育章」

1 功労章

- (1) 満年齢 65 歳以上の者
- (2) 本会加盟団体にあつて、会長、副会長、理事長（専務理事）を務め、かつ理事または専門部長（委員長）に準ずる職も含め、原則 20 年以上にわたり、加盟団体の発展に著しく功績があつたと認められる者
- (3) 本県のスポーツ振興に特別な功績あつたと総務委員会が推薦する者

【 留意事項 】

- ア 顧問・名誉会長・参与・監事等の役職は、対象に含めない。
評議員については、その都度審議する。
- イ 市町体育・スポーツ団体に属する競技団体等での役職は、対象に含めない。
(例:〇〇市△△△△連盟などは含めない)
- ウ 団体からの推薦は 1 名とし、既に叙勲を受けている者は対象外とする。
- エ 功労章は死亡者も対象とする。ただし、対象は前述の基準を満たす者で、死亡した日が当該年度の表彰委員会から起算し 1 年以内に死亡した者とする。

2 優秀選手章

- (1) 国民体育大会で優勝した者
- (2) 本県に選手登録しており、かつ本県選手として国民体育大会に出場した実績を持ち、下記のいずれかに該当する者(ジュニア年代の大会は対象外)
 - ア 日本選手権等の各競技における国内最高レベルの大会、または日本代表として出場した国際大会で優勝した者
 - イ 日本記録を樹立した者
- (3) 国体未参加団体については、上記(2)項の考え方を準用する。
- (4) 一度受賞した者の再章は認めない。

【 留意事項 】

- ペア、ダブルス等はチーム扱いとする。

3 優秀チーム章

- (1) 国民体育大会で優勝したチーム
- (2) 国民体育大会以外では、競技団体における国内最高レベルの大会で優勝したチーム(ジュニア年代の大会は対象外)
- (3) その他、極めて顕著な功績のあつたチーム(例:日本選手権 3 連覇等)
- (4) 一度受賞したチームの再章はないが、メンバーが変わっていればこの限りではない。

II 「奨励賞」

- (1) 高校・中学校等のジュニア年代における、国内最高レベルの大会もしくは日本代表として出場した国際大会で優勝した者及びチーム
- (2) 一度受賞した者の再章は認めない。
- (3) 一度受賞したチームの再章はないが、メンバーが変わっていればこの限りではない。

【 留意事項 】

- ペア、ダブルス等はチーム扱いとする。

III 「スーパーキッズ大賞」

小学校在学中にあつて、全国大会で優勝した者に盾を授与する。ただし授与は年 1 回とし、小学校在学期間中は再度受賞することができる。